

福山市社会福祉協議会役員・評議員で  
非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程

平成13年3月27日規程第5号  
平成15年3月26日一部改正  
平成17年3月24日一部改正  
平成18年3月24日一部改正  
平成27年3月27日一部改正  
平成29年6月15日一部改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員で非常勤のもの（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員に対して、各年度の総額が3,500,000円を超えない範囲で、次に定める報酬額の支給基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2 役員報酬額は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額 150,000円（1日あたり10,000円×月15日）

(2) 副会長 月額 15,000円（1日あたり 7,500円×月 2日）

(3) 常務理事 月額 45,000円（1日あたり 3,000円×月15日）

ただし、職員との兼務分については別に定める基準により職員給与として支給する。

(4) 会長、副会長、常務理事以外の役員 勤務1日 4,000円

(評議員報酬)

第4条 評議員の報酬額は次のとおりとする。

(1) 評議員 勤務1日 4,000円

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が公務のための旅行をしたときは、その旅行に対し費用弁償を支給する。

2 前項により支給する旅費は、福山市旅費条例の例により福山市旅費条例別表第1「6級以下の職務にある者」の額とする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより第3条及び第4条に定める金額から控除すべき金額(源泉所得税等)を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則(平成13年3月27日規程第5号)

1 この規程は平成13年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により福山市社会福祉協議会役員・評議員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する内規は廃止する。

附則(平成15年3月26日規程第8号)

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月24日規程第6号)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月27日規程第6号)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年6月15日規程第12号)

この規程は平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程の施行により福山市社会福祉協議会役員・評議員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する細則は廃止する。